

監査公表第22号（平成26年12月26日、県公報第3656号登載）

本庁定期監査結果に基づく措置通知（平成26年度）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した本庁定期監査結果の報告（平成26年11月10日26監総第465号）に基づき、教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年12月26日

福岡県監査委員	小 串 正 伸
同	伊 藤 龍 峰
同	行 正 晴 實
同	井 本 邦 彦

福岡県監査委員 小 串 正 伸 殿  
同 伊 藤 龍 峰 殿  
同 行 正 晴 實 殿  
同 井 本 邦 彦 殿

福岡県教育委員会

監査の結果に係る措置について（通知）

平成 26 年 11 月 10 日 26 監総第 465 号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
教育庁 人権・同和教育課	地域改善奨学資金貸付金償還金において、収入未済額が前年度に比べて増加している。	地域改善奨学資金貸付金償還金の債権回収については、文書や電話による督促をはじめ、次の取組を行った。  1 奨学金相談員及び職員による戸別訪問を実施し、個々に応じた返還計画の提案や指導及び免除・猶予制度の周知徹底を滞納者に行うとともに、訪問時不在だった者や訪問面接後も返還が実行されていない者への督促電話を戸別訪問と組み合わせて実施するなど、戸別訪問後のフォローアップを行った。 また、現地調査や住民票等請求による所在不明者の調査・確認を行い、所在不明世帯の把握に努めた。  2 滞納期間の長い奨学生に対しては、改めて返還意識を認識させ、法的手続に向けた取組を進めるため、債務承認書を送付し、戸別訪問による債務承認書及び滞納債権の回収を行った。  3 債権回収の更なる技術向上のため、平成 26 年度から債権回収の専門家による奨学金相談員及び職員への研修を行うこととした。  今後も、これらの取組を行うとともに、より効果的な取組を検討するなど債権の回収及び新規滞納の発生防止に努め、収入未済の解消に向けた一層の努力をしていく。